

保護者の皆様へ

射水市教育委員会

インフルエンザの出席停止に関する提出書類の変更について

本市では、これまでお子様がインフルエンザに感染したら、登校許可証明書の提出をお願いしていましたが、国の通知や射水市医師会等との協議に基づき、令和2年4月から、インフルエンザについては、医師の記載による登校許可証明書を不要とすることになりました。

それに代わるものとして、保護者の方に「インフルエンザ治ゆ報告書」を記入し、学校に提出していただくことになりました。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 提出書類の変更時期・・・令和2年4月1日から

2 変更後の手続きについて

(1) 「インフルエンザ治ゆ報告書」の用紙を準備してください。(形式は裏面をご覧ください。)

・用紙は学校に備えてあります。(学校ホームページからダウンロードもできます。)

(2) 保護者の方で、必要事項を記入してください。

・インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。

(高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため)

・登校するに当たって医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。

・インフルエンザに感染した場合は、法令の規定により出席停止扱いになります。

その間は休んでも欠席日数には含まれません。

出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで。
(解熱した後2日を経過しても発症してから5日を経過しない場合は、登校できません。)

発症日からの日数		0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱しない場合	例1	症状が出た日						登校可能		→
	例2	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目			登校可能		→
発熱を伴う場合	例3	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能		→
	例4	発熱	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		→
	例5	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	→
	例6	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

(3) 登校を再開する際に、「インフルエンザ治ゆ報告書」を学校に提出してください。

※ インフルエンザ以外の出席停止の病気については、今までどおり、医師の記載による「登校許可証明書」の提出が必要です。よろしくお願いたします。